**「かじや館」使用に関する規則**

特定非営利活動法人　かじやの里

（目的）

第１条　この規則は、かじや館の管理運営に関し必要な事項を定める。

（使用の許可）

第２条　かじや館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用許可申請書を、事務所に提出し、使用許可証の交付を受けなければならない。但し、軽易な使用については口頭により使用許可申請をすることが出来る。

第３条　理事長は、かじや館の使用を許可するにあたっては、使用の目的、範囲、期間、その他管理上必要な条件を付することができる。

第４条　使用の申請が重複する時は、ＮＰＯかじやの里事業活動を優先する。

（使用の制限）

第５条　理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可しない。

　　　（１）政治的または宗教活動を行う恐れがあるとき。

　　　（２）秩序を乱し風紀を害する恐れのあるとき。

　　　（３）施設および設備等を害する恐れのあるとき。

　　　（４）その他管理上支障があるとき。

（目的外使用の禁止）

第６条　使用の許可を受けた者は許可を受けた目的以外に施設を使用し、またはその権利を譲渡してはならない。

（規律）

第７条　使用者は、かじや館の使用にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）全室を禁煙とする。

　　　（２）調理室以外での火気は禁止する。

　　　（３）危険物を携帯または持ちこまないこと。

　　　（４）かじや館を使用した後はただちに清掃し、発生したゴミ、段ボール類は持ち帰ること。また使用備品および使用器具は現状に戻すこと。

　　　（５）あらかじめ承認を受けた場合のほか館内において物の販売およびポスター等の貼付けを行わないこと。

　　　（６）その他理事長が特に指示した事項。

（許可の取消し）

第８条　理事長は、次の各号いずれかに該当する場合、許可を取消し許可の条

　　　　件を変更し、または施設の使用を中止させることができる。

但し、この場合使用者に損害が生じたとしてもその責を負わない。

　　　（１）許可の条件に違背したとき。

　　　（２）第５条から第７条の規定に触れるおそれがあるとき。

（経費の負担）

第９条　使用者は、かじや館を使用するまでに所定の使用料を納付しなければ

　　　　　　ならない。ただしＮＰＯかじやの里事業活動、自治会及び地域行事等公益上特に必要と認めたときは、使用料を負担しなくてもよい。

　　２　使用者は、かじや館の設備等を使用し、または、使用者の設備等を搬

　　　　入して使用するときは、あらかじめ理事会の承認を受け、設備等の使

　　　　用に伴う光熱費等の経費を別途負担しなければならない。

　　３　使用者がかじや館の設備、用具、備品等を棄損もしくは減失したとき

　　　　はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむをえない事由が

　　　　あると認めたときは、減免することができる。

（その他の事項）

第１０条　この規則に定めない事項については、定款に則って理事会に諮る。

　　　　　但し、軽微な事項については、都度理事長が判断する。

附則　この規則は平成２４年６月１６日から施行する。

**かじや館使用料**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部屋の種類 | 使用料（１時間） | 夏季（７～９月）冬季（１２～３月） |
| ホール | ２５０円 | ３５０円 |
| 調理実習室 | ３５０円 | ４５０円 |
| 相談室 | １５０円 | ２５０円 |
| 全館 | ６００円 | ８００円 |

追記　1．使用者は、喫茶等でお茶用具、給湯設備等を使用することができる。

　　　2．使用時間：午前８時～午後１０時

　　　3．事務室は、原則使用を認めない。